

令和8年度
(令和7年度実績)

山口市の国保



健康福祉部保険年金課

目 次

【概 況】

1	山口市の概況	2
2	事務機構及び事務分掌	3

【総 括】

1	国民健康保険事業の沿革	6
2	国民健康保険運営協議会	10

【被 保 険 者】

1	年度別世帯数と被保険者数の推移（各年度末）	12
2	令和7年度年代別人口に占める国保被保険者（年度末）	12
3	国保被保険者の年代別内訳（各年度末）	13
4	令和7年度月別被保険者数（各月末現在）	13

【経 理 状 況】

1	令和7年度国民健康保険特別会計決算内訳表	16
2	令和8年度国民健康保険特別会計予算内訳表	17
3	年度別決算分析（歳入）	18
	〃（歳出）	19
4	年度別被保険者1人当たり諸費	20

【保 険 料】

1	保険料率	22
2	保険料（現年度分）の状況（決算）	23
3	低所得者に対する保険料軽減状況	24
4	年度別保険料収納状況	25
5	納付方法別保険料収納状況（現年度分）	26

【保 険 給 付】

1	年度別療養の給付（入院・外来・歯科・調剤）	28
2	年度別療養諸費諸率表	30
3	年度別療養諸費費用額保険者負担額の動向	31
4	高額療養費支給状況	32
5	年度別出産育児一時金・葬祭費支給状況	33
6	人間ドック支給状況	34
7	簡易脳ドック支給状況	34
8	任意検査項目支給状況	34
9	歯周疾患健診支給状況	34
10	特定健診支給状況	34
11	特定保健指導支給状況	34
12	年度別はり・きゅう施術費支給状況	35
13	年度別傷病手当支給状況	35

【令和7年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）】

A表	一般状況	38
B表 (1)～(4)	経理状況	39
C表 (1)～(3)	保険給付状況	44

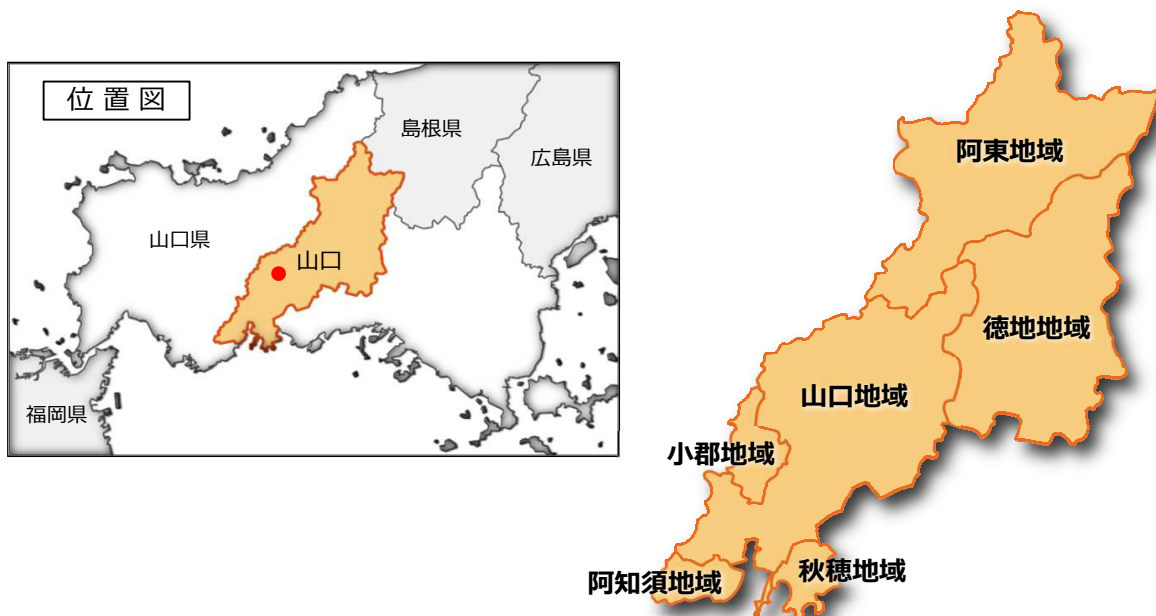
【条例・規則】

山口市国民健康保険条例	48
山口市国民健康保険条例施行規則	75

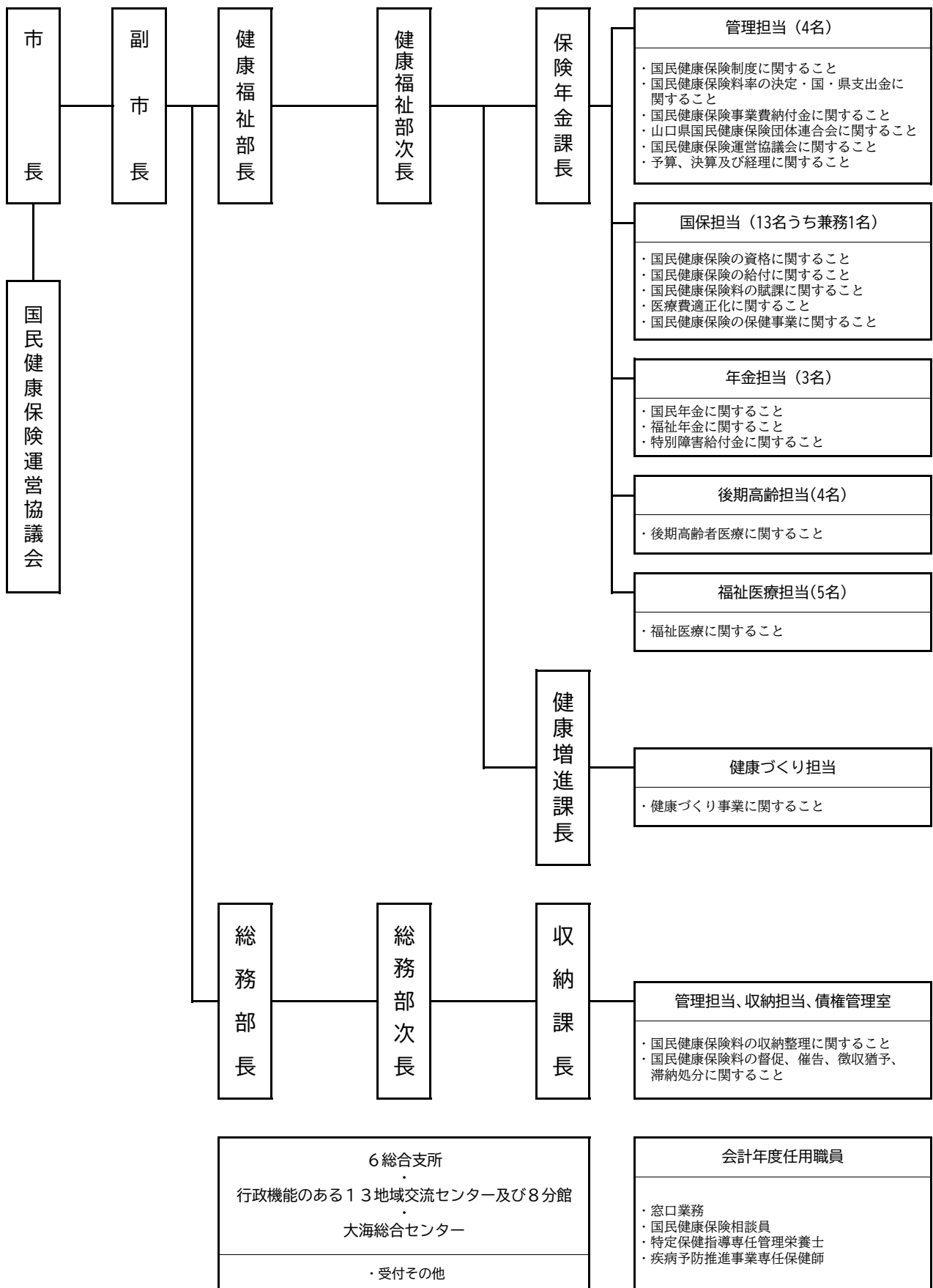
概況

1 山口市の概要

- (1) 位置 山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は萩市、島根県津和野町及び吉賀町に接しています。
- 東端：東経 131度47分 北緯 34度26分 山口市阿東徳佐
 西端：東経 131度17分 北緯 34度00分 山口市阿知須青畑
 南端：東経 131度25分 北緯 33度58分 山口市秋穂竹島
 北端：東経 131度39分 北緯 34度30分 山口市阿東嘉年
- (2) 面積 1,023.22km²
- (3) 距離 東西約46km 南北約60km
- (4) 市域の変遷 明治22年町村制の実施により生まれた山口町は、昭和4年に吉敷村と合併して市制を施行し、小郡町は明治34年に町制を施行し、秋穂町及び阿知須町は、昭和15年に町制を施行しました。
 山口市は、昭和16年に宮野村と合併、昭和19年に、小郡、阿知須の2町及び平川、大歳、陶、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山の7村と合併し、新たな市域を形成しました。昭和22年に阿知須町、昭和24年に小郡町が分離しましたが、昭和31年に鑄銭司村と合併、昭和38年に大内町と合併しました。
 徳地町は、昭和30年に出雲、八坂、柚野、島地、串の5村が合併して町制を施行し、阿東町は、同年に篠生、生雲、地福、徳佐、嘉年の5村が合併して町制を施行しました。
 平成17年10月に、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の1市4町が合併し、平成22年1月に、山口市と阿東町が合併し、現在の山口市が誕生しました。
- (5) 人口 182,958人（男87,413人・女95,545人） ※住民基本台帳：R8.3.31現在
- (6) 世帯数 91,148世帯 ※住民基本台帳：R8.3.31現在
- (7) 総合支所 6ヶ所
- (8) 地域交流センター 21ヶ所（行政機能を保有する数）



2 事務機構及び事務分掌（R 8.4.1）



総括

1 国民健康保険事業の沿革

昭和31年11月3日合併した旧鑄銭司村では昭和28年4月から国民健康保険事業が実施されていた。山口市との合併後も引き続き山口市国民健康保険として事業の運営がなされた。

しかし、これは一部地域に限定されたもので、その後昭和33年4月山口市国民健康保険準備室を設け全地域実施を目標に実態調査を開始し、昭和34年10月1日全地域実施となり、現在に至る。

昭和 31年11月	旧鑄銭司村を編入、同地区の国保事業を引き継ぎ発足
33年 6月	全地域実施準備調査のため国民健康保険準備事務局を設置
34年 9月	山口市国民健康保険条例公布
34年10月	全地域を対象として、国民健康保険事業を実施、保険年金課新設
35年 2月	国保運営協議会委員(21名)を委嘱、給付内容(給付割合5割)
38年 5月	旧大内町を合併、国保事業を吸収
38年10月	世帯主に対する給付割合を7割とする
42年 1月	世帯員に対する給付割合を7割とする
46年 4月	85歳以上の老人医療費を無料化実施
47年 1月	山口県単事業として老人医療費を無料化実施
48年 1月	国の事業として老人医療費無料化実施
48年 4月	外国人適用実施
49年 1月	高額療養費の実施
51年 4月	機構改革により、保険料賦課事務を総務部課税課に、保険料徴収事務を同部納税課に移す。保健婦が市民生活部衛生課所属となる。
53年 4月	保健婦業務を一般会計に移管する
57年 9月	高額療養費個人負担額 45,000円
58年 1月	高額療養費個人負担額 51,000円
58年 2月	老人保健実施
59年10月	退職者医療実施
	高額療養費支給制度の改善
61年 5月	高額療養費個人負担額 54,000円
62年 1月	老人保健法改正(一部負担金の増額)
62年 4月	山口市長寿社会対策推進本部設置
62年 8月	ヘルスパイオニアタウン事業指定
63年 4月	機構改革により、総務部納税課を同部収納課に変更。厚生部保険年金課を市民生活部保険年金課とする。
63年 6月	国民健康保険法改正(高医療費市町村における運営の安定化の推進、保険財政の基盤安定のための措置の創設、高額医療費共同事業の強化・充実、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の見直し)
平成 元年 4月	保険年金課に老人医療係を新設
元年 6月	高額療養費個人負担額 57,000円
2年 6月	国民健康保険法改正(保険基盤安定制度の確立、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化、高額医療費共同事業に対する助成、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の見直し)

平成 3年 5月	高額療養費個人負担額 60,000円
4年 1月	老人保健法改正（一部負担金の増額(外来900円/月、入院600円/日)、介護的医療費に係る公費負担の引上げ）
5年 4月	国民健康保険法改正(国民健康保険財政安定化支援事業の制度化等) 機構改革により市民生活部保険年金課を市民部保険年金課とする。
5年 5月	高額療養費個人負担額63,000円
6年10月	国民健康保険法、老人保健法改正（付添看護・介護の改革、在宅医療の推進、入院時食事療養費・出産育児一時金（300,000円）の創設等）
7年 4月	社会福祉施設の入所に係る住所地特例の創設
7年 7月	精神の措置入院、結核の命令入所について住所地特例を拡大
8年 6月	高額療養費個人負担額63,600円
9年 9月	国民健康保険法、老人保健法改正（外来薬剤一部負担金の創設（種類数、日数に応じて負担）、老人一部負担金の改定(外来500円/月、入院1,000円/日)）
10年 4月	機構改革により市民部保険年金課を健康福祉部保険年金課とする。
10年 6月	国民健康保険法改正（退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担見直し、事務費負担金の一般財源化等）
11年 7月	老人の薬剤一部負担の免除
13年 1月	国民健康保険法改正（高額療養費に係る自己負担限度額の見直し、海外療養費制度の新設、入院時食事療養費に係る標準負担額の引き上げ）、老人保健法改正(薬剤一部負担の廃止、一部負担金の見直し（定率1割）、高額医療費支給制度の創設）
14年 4月	老人保健法改正(外来一部負担金の見直し)
14年10月	国民健康保険法改正（一部負担金の見直し、退職被保険者に係る老人保健拠出金の見直し、基準超過費用額の算定の見直し、広域化等支援基金の創設等）、老人保健法改正（老人医療対象年齢の見直し、一部負担金の見直し(定率1割/一定以上所得者2割)、高額医療費の見直し、公費負担割合の引き上げ、老人医療費拠出金の算定方法の改正等）
15年 4月	国民健康保険法改正（退職被保険者等の一部負担金の見直し、外来薬剤一部負担金の廃止、特例療養費の廃止等）
16年 4月	商品先物取引に係る雑所得等の賦課の特例に有価証券先物取引を加え、損失額の繰越控除を最長3年間とする。
17年 4月	都道府県調整交付金の創設等、国保財政に係る枠組みの変更
17年10月	山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町が合併 17年度中は旧市町の保険料の算出方法とする。
18年 4月	国民健康保険料の算出方法を統一（新しい算出方法により急激に負担が増える世帯には激変緩和措置）
18年10月	国民健康保険法改正(高齢者の一部負担割合の見直し(70歳以上現役並み所得者2割→3割)、療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の自己負担化、高額療養費自己負担限度額の見直し、出産育児一時金の引上げ(300,000円→350,000円)、保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業の継続)
20年 4月	国民健康保険法改正（前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設、退職者医療制度の対象年齢の見直し、高額介護合算制度創設、乳幼児の一部負担割合の見直し(2割対象者/3歳未満→未就学児)、70歳以上2割（国策により1年間1割据置））、特定健康診査・特定保健指導義務化、病床転換支援事業の創設） 後期高齢者医療制度創設 合併時国民健康保険料激変緩和措置の見直し
21年 1月	70歳以上現役並み所得者判定基準及び75歳到達月の高額療養費限度額の見直し、産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引上げ（350,000円→380,000円）
21年 4月	資格証明書交付の見直し（中学生以下の者へは有効期間6ヶ月の被保険者証を交付）、70歳～74歳の一部負担割合の見直し(1割→2割)の凍結の延長(平成22年3月31日まで)、介護納付金賦課限度額の引上げ（90,000円→100,000円） 機構改革により、保険料賦課事務を保険年金課に移す。

平成 21年10月	出産育児一時金の引上げ（380,000円→420,000円）、出産育児一時金直接支払制度の開始
22年 1月	山口市と阿東町が合併 21年度中は旧市町の保険料の算出方法とする。
22年 4月	国民健康保険料の算出方法を統一（阿東地域の世帯には激変緩和措置） 70歳～74歳の一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結の延長（平成23年3月31日まで）、資格証明書交付の見直し（高校生世代以下の者へは有効期限6ヶ月の被保険者証を交付する）、基礎賦課限度額の引上げ（470,000円→500,000円）、後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ（120,000円→130,000円）
22年 5月	保険基盤安定制度（保険者支援分）、保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業の延長
23年 4月	国民健康保険法改正（出産育児一時金引上げ380,000円→420,000円の恒久化） 70歳～74歳の一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結の延長（平成24年3月31日まで） 基礎賦課限度額の引上げ（500,000円→510,000円）、後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ（130,000円→140,000円）、介護納付金賦課限度額の引上げ（100,000円→120,000円）
24年 4月	70歳～74歳の一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結の延長（平成25年3月31日まで）、都道府県調整交付金の割合引上げ（7%→9%）、療養給付費等負担金の引下げ（34%→32%）、外来診療の現物給付化
24年 7月	住民基本台帳法改正に伴う外国人に対する国保・後期高齢者医療の適用
25年 4月	70歳～74歳の一部負担割合の見直し（1割→2割）の凍結の延長（平成26年3月31日まで）
26年 4月	保険基盤安定制度（保険者支援分）、保険財政共同安定化事業、高額医療費共同事業の延長、70歳～74歳の一部負担割合の特例措置の見直し（平成26年4月1日以降に70歳に達する者は2割負担、平成26年3月31日以前に70歳に達する者は1割負担）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（140,000円→160,000円）、介護納付金賦課限度額の引上げ（120,000円→140,000円）
27年 1月	70歳未満の被保険者等にかかる高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準額等の見直し（所得区分が3段階から5段階へ細分化）、出産育児一時金（出産育児一時金の金額を390,000円→404,000円、産科医療補償制度に加入する場合の加算額を30,000円→16,000円）
27年 4月	基礎賦課額限度額の引上げ（510,000円→520,000円）、後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（160,000円→170,000円）、介護納付金賦課限度額の引上げ（140,000円→160,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、保険基盤安定制度（保険者支援分）・保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の恒久化、保険財政共同安定化事業は事業対象を全ての医療費に拡大
27年 5月	平成27年5月27日 「持続可能な医療保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」成立（平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体を担う）
28年 4月	基礎賦課額限度額の引上げ（520,000円→540,000円）、後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（170,000円→190,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、入院時食事代の負担額引上げ（一般世帯 1食あたり260円→360円）
29年 4月	法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）
29年 8月	70歳～74歳の高額療養費自己負担限度額の見直し
29年10月	入院時居住費の負担額引上げ（医療区分Ⅰ 1日あたり320円→370円、医療区分Ⅱ・Ⅲ 1日あたり0円→200円）
30年 4月	国民健康保険都道府県単位化、基礎賦課額限度額の引上げ（540,000円→580,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、入院時食事代の負担額引上げ（一般世帯 1食あたり360円→460円）、入院時居住費の負担額引上げ（医療区分Ⅱ・Ⅲ 1日あたり200円→370円）
30年 8月	70歳～74歳の高額療養費及び高額介護合算療養費の所得区分の細分化及び自己負担限度額の見直し
31年 4月	基礎賦課額限度額の引上げ（580,000円→610,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、旧被扶養者減免（応益割）の減免期間の見直し（当分の間→資格取得月以後2年に限る）

令和	2年 4月	基礎賦課額限度額の引上げ（610,000円→630,000円）、介護納付金賦課限度額の引上げ（160,000円→170,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）
	2年 5月	新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給申請の受付開始（適用期間：令和2年1月1日～規則で定める日）
	2年 7月	新型コロナウイルス感染症による保険料の減免申請の受付開始（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの保険料が対象）
	3年 4月	国民健康保険料の軽減判定所得基準額の見直し（基準額330,000円→430,000円、被保険者が2人以上いる世帯の軽減措置）
	3年 7月	新型コロナウイルス感染症による保険料の減免申請の受付開始（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保険料が対象）
	4年 1月	出産育児一時金の見直し（出産育児一時金の金額を404,000円→408,000円、産科医療補償制度に加入する場合の加算額を16,000円→12,000円）
	4年 4月	未就学児均等割額保険料軽減の導入、基礎賦課額限度額の引上げ（630,000円→650,000円）、後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（190,000円→200,000円）
	4年 7月	新型コロナウイルス感染症による保険料の減免申請の受付開始（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの保険料が対象）
	5年 4月	出産育児一時金の支給額の引上げ（408,000円→488,000円）、後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（200,000円→220,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）
	6年 1月	産前産後期間の保険料免除制度開始
	6年 4月	後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（220,000円→240,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、退職者医療制度の廃止
	6年 6月	入院時食事代の負担額引上げ（一般世帯 1食あたり460円→490円、非課税世帯Ⅱ 1食あたり210円→230円（90日超160円→180円）、非課税世帯Ⅰ 1食あたり100円→110円）
	7年 4月	基礎賦課限度額の引上げ（650,000円→660,000円）、後期高齢者支援金賦課限度額の引上げ（240,000円→260,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、入院時食事代の負担額引上げ（一般世帯 1食あたり490円→510円、非課税世帯Ⅱ 1食あたり230円→240円（90日超180円→190円））
	8年 4月	子ども・子育て支援納付金賦課額の新設、基礎賦課限度額の引上げ（660,000円→670,000円）、法定軽減対象世帯の拡充（5割軽減、2割軽減）、はり・きゅう施術費助成内容の見直し（1術の助成単価800円→1,000円、月の利用上限回数10回→5回）
	8年 6月	入院時食事代の負担額引上げ（1食あたり 一般世帯 510円→550円、非課税世帯Ⅱ 240円→270円（90日超190円→220円）、非課税世帯Ⅰ 110円→130円） 療養病床に入院している高齢者の食費及び居住費の負担額引上げ（食費：1食あたり 一般世帯 510円（一部医療機関では470円）→550円（一部医療機関では510円）、非課税世帯Ⅱ 240円→270円、非課税世帯Ⅰ 140円→160円、居住費：1日あたり 370円→430円）
	8年 8月	高額療養費自己負担限度額の見直し及び年間上限の導入

※ 平成17年9月までは、合併前の旧山口市の状況。

※ 平成17年10月から平成21年12月までは、阿東町と合併する前の山口市の状況。

2 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された市長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項その他必要事項を審議する。この協議会は、国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）第3条に基づき本市国民健康保険条例第2条の規定により、

- (1) 被保険者を代表する委員 6人
- (2) 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 6人
- (3) 公益を代表する委員 6人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

の21人で構成され、委員の任期は3年とし、会長は公益を代表する委員の中から全委員がこれを選挙する。
(政令第4・5条)

○山口市国民健康保険運営協議会委員名簿（令和8年7月末現在）

区 分	氏 名	推 薦 母 体 等
被 保 険 者 代 表	須 山 和 恵	山 口 地 域
	山 根 由 彦	小 郡 地 域
	吉 岡 秀 夫	秋 穂 地 域
	西 村 敏 之	阿 知 須 地 域
	田 中 光 明	徳 地 地 域
	賀 屋 良 季	阿 東 地 域
保 険 医 ・ 薬 剤 師 代 表	國 近 英 樹	山 口 市 医 師 会
	綿 貫 俊 夫	吉 南 医 師 会
	長 崎 孝 司	山 口 市 歯 科 医 師 会
	安 元 重 実	吉 南 歯 科 医 師 会
	岡 幸 夫	山 口 市 薬 剤 師 会
	部 坂 理 恵 子	吉 南 薬 剤 師 会
公 益 代 表	柳 谷 統 子	山 口 商 工 会 議 所
	岸 田 忠 朗	山口県農業協同組合山口統括本部
	阿 部 和 雄	山 口 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
	鳥 養 祐 矢	山 口 市 議 会
	柿 沼 瑞 穂	山 口 市 議 会
	尾 上 頼 子	山 口 市 議 会
被 用 者 保 険 等 代 表	手 嶋 武 実	全 国 健 康 保 険 協 会 山 口 支 部
	山 本 行 政	山 口 県 自 動 車 販 売 健 康 保 険 組 合
	友 永 康 江	警 察 共 済 組 合 山 口 県 支 部

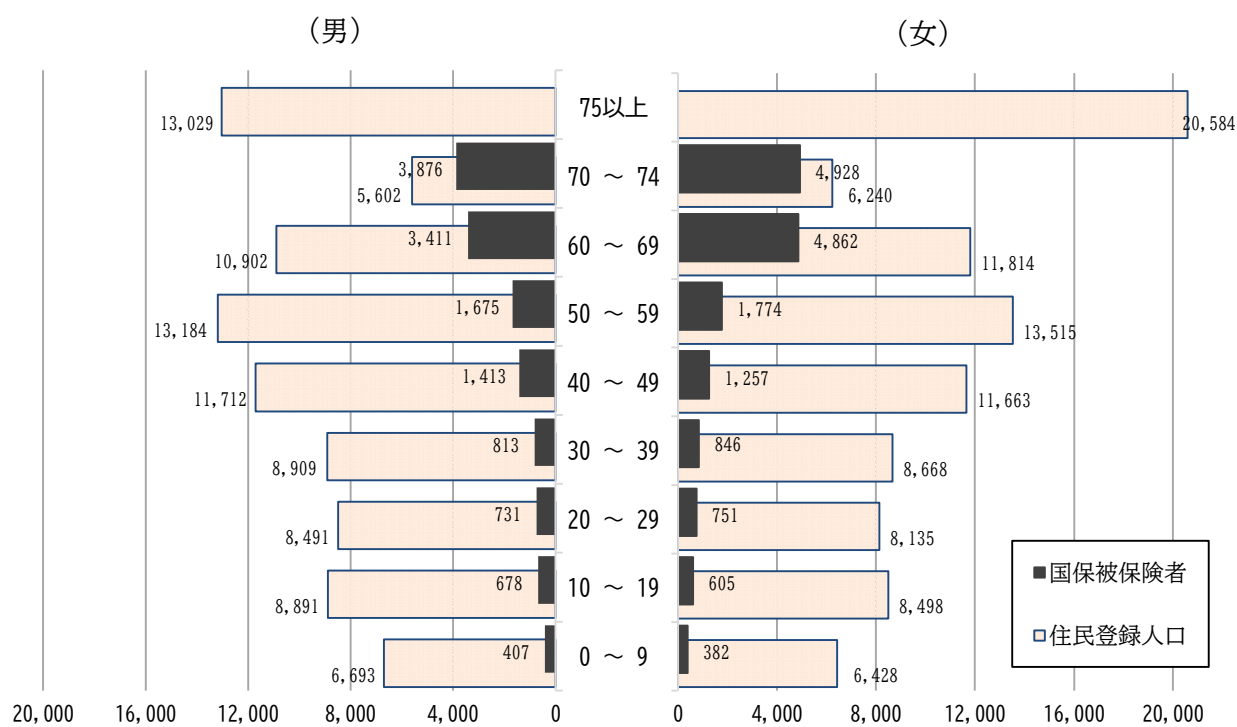
任期：令和7年12月21日～令和10年12月20日

被 保 險 者

1 年度別世帯数と被保険者数の推移（各年度末）

種別 年度	世帯数					人口				
	全市	対前年比	国保 加入世帯	対前年比	加入率	全市	対前年比	被保険者数	対前年比	加入率
R3	89,811世帯	304世帯	22,961世帯	▲453世帯	25.57%	188,436人	▲1,164人	33,992人	▲991人	18.04%
R4	90,526世帯	715世帯	22,312世帯	▲649世帯	24.65%	187,674人	▲762人	32,564人	▲1,428人	17.35%
R5	90,687世帯	161世帯	21,533世帯	▲779世帯	23.74%	186,088人	▲1,586人	31,107人	▲1,457人	16.72%
R6	91,081世帯	394世帯	20,799世帯	▲734世帯	22.84%	184,585人	▲1,503人	29,693人	▲1,414人	16.09%
R7	91,148世帯	67世帯	20,187世帯	▲612世帯	22.15%	182,958人	▲1,627人	28,409人	▲1,284人	15.53%

2 令和7年度年代別人口に占める国保被保険者（年度末）



※75歳以上は後期高齢者医療被保険者

3 国保被保険者の年代別内訳（各年度末）

種別 年度	0～19歳			20～39歳			40～64歳		
	被保険者数	対前年比	割合	被保険者数	対前年比	割合	被保険者数	対前年比	割合
R3	2,476人	▲95人	7.28%	3,641人	▲55人	10.71%	9,364人	▲187人	27.55%
R4	2,386人	▲90人	7.33%	3,624人	▲17人	11.13%	9,146人	▲218人	28.09%
R5	2,318人	▲68人	7.45%	3,383人	▲241人	10.88%	8,935人	▲211人	28.72%
R6	2,201人	▲117人	7.41%	3,341人	▲42人	11.25%	8,809人	▲126人	29.67%
R7	2,072人	▲129人	7.29%	3,141人	▲200人	11.06%	8,637人	▲172人	30.40%

種別 年度	65～69歳			70～74歳			合計
	被保険者数	対前年比	割合	被保険者数	対前年比	割合	
R3	6,778人	▲397人	19.94%	11,733人	▲257人	34.52%	33,992人
R4	6,401人	▲377人	19.66%	11,007人	▲726人	33.80%	32,564人
R5	6,167人	▲234人	19.83%	10,304人	▲703人	33.12%	31,107人
R6	5,975人	▲192人	20.12%	9,367人	▲937人	31.55%	29,693人
R7	5,755人	▲220人	20.26%	8,804人	▲563人	30.99%	28,409人

4 令和7年度月別被保険者数（各月末現在）

種別 月別	世帯数				被保険者数			
	世帯数	異動内訳			被保険者数	異動内訳		
		増	減	差引増減		増	減	差引増減
R7. 4	21,326世帯	931世帯	404世帯	527世帯	30,440人	1,486人	739人	747人
5	21,247世帯	319世帯	398世帯	▲79世帯	30,306人	482人	616人	▲134人
6	21,122世帯	298世帯	423世帯	▲125世帯	30,050人	448人	704人	▲256人
7	21,040世帯	336世帯	418世帯	▲82世帯	29,907人	524人	667人	▲143人
8	20,872世帯	256世帯	424世帯	▲168世帯	29,682人	376人	601人	▲225人
9	20,882世帯	374世帯	364世帯	10世帯	29,615人	520人	587人	▲67人
10	20,777世帯	319世帯	424世帯	▲105世帯	29,410人	484人	689人	▲205人
11	20,669世帯	244世帯	352世帯	▲108世帯	29,229人	352人	533人	▲181人
12	20,563世帯	246世帯	352世帯	▲106世帯	29,027人	370人	572人	▲202人
R8. 1	20,457世帯	291世帯	397世帯	▲106世帯	28,853人	438人	612人	▲174人
2	20,306世帯	263世帯	414世帯	▲151世帯	28,620人	396人	629人	▲233人
3	20,187世帯	379世帯	498世帯	▲119世帯	28,409人	531人	742人	▲211人
合計	249,448世帯	4,256世帯	4,868世帯	▲612世帯	353,548人	6,407人	7,691人	▲1,284人
平均	20,787世帯	355世帯	406世帯	▲51世帯	29,462人	534人	641人	▲107人

経 理 状 況

1 令和7年度国民健康保険特別会計決算内訳表

歳入科目				予算現額	決 算 額	構成比	歳出科目		予算現額	決 算 額	構成比
				円	円	%			円	円	%
保 険 料 (税)				3,174,754,000	3,348,505,390	18.50	総 務 費		318,848,000	301,847,140	1.67
使 用 料 及 び 数 料				1,702,000	1,473,730	0.01	療 養 諸 費	療 養 給 付 費	12,018,673,000	10,952,597,124	60.71
国庫支出金	子ども子育て支援事業費補助金			13,420,000	13,420,000	0.07		療 養 費	78,327,000	78,326,805	0.43
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金			0	244,000	0.00		小 計	12,097,000,000	11,030,923,929	61.15
	計			13,420,000	13,664,000	0.08		審 査 手 数 料	34,056,000	31,844,131	0.18
								高 額 療 養 費	1,870,000,000	1,772,650,217	9.83
県支出金	保 険 給 付 費 等 交 付 金			14,308,680,000	13,224,401,874	73.06	給 付 費	高 額 介 護 合 算 療 養 費	2,300,000	2,026,755	0.01
	普 通 交 付 金			13,980,457,000	12,834,111,874	70.90		移 送 費	1,000	0	0.00
	特 別 交 付 金			328,223,000	390,290,000	2.16		出 産 育 児 諸 費	36,016,000	29,761,172	0.16
	保 険 者 努 力 支 援 分			59,553,000	59,024,000	0.33		葬 祭 諸 費	13,250,000	12,300,000	0.07
	特 別 調 整 交 付 金 分			100,611,000	88,038,000	0.49		計	14,052,623,000	12,879,506,204	71.39
	県 繰 入 金 (2 号 分)			137,695,000	212,864,000	1.18		医 療 給 付 費 分	3,209,730,000	3,209,729,982	17.79
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金			30,364,000	30,364,000	0.17		後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,029,580,000	1,029,579,898	5.71
	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金			1,000	0	0.00		介 護 納 付 金 分	318,382,000	318,381,113	1.76
	計			14,308,681,000	13,224,401,874	73.06		計	4,557,692,000	4,557,690,993	25.26
財 産 収 入				200,000	2,493,285	0.01					
繰入金	一 般 会 計			1,452,026,000	1,430,633,228	7.90	保 健 事 業 費		263,130,000	243,569,999	1.35
	基 金 繰 入 金			223,211,000	0	0.00	基 金 積 立 金		1,000	0	0.00
繰 越 金				7,802,000	7,802,309	0.04	公 債 費		0	0	0.00
諸収入	延滞金、加算金及び過料			27,602,000	17,139,743	0.09	諸 支 出 金		65,120,000	57,341,825	0.32
	雑 入			58,016,000	54,454,944	0.30	予 備 費		10,000,000	0	0.00
合 計				19,267,414,000	18,100,568,503	100.00	合 計		19,267,414,000	18,039,956,161	100.00

収支差引残額 60,612,342

2 令和8年度国民健康保険特別会計予算内訳表

歳入科目		予算額	説 明		構成比	歳出科目		予算額	説 明		構成比
保 険 料 (税)	保 險 料 (予定収納率)	3,276,689	千円	17.69	%	総 務 費		320,798	千円	職員人件費、一般事務費、医療費適正化特別対策事業費、連合会負担金、賦課徴収費、運営協議会費、趣旨普及費	1.73
			医療 現年								
			後期 現年			712,128 (95.62%)					
			介護 現年			227,836 (92.88%)					
			子ども 現年			81,493 (95.58%)					
			医療 滞納			65,772					
			後期 滞納			19,963					
	介護 滞納	12,866									
	保 險 税	156	医療 滞納			143					
			介護 滞納			13					
	計	3,276,845									
	使用料及び手数料	1,602	督促手数料			0.01					
	県 支 出 金	保険給付費等交付金	13,704,106			73.97	事業費納付金	計	13,439,799	72.54	
普通交付金		13,381,384	72.23	医療給付費分	2,962,158	15.99					
特別交付金		322,722	保険者努力支援分 58,369 特別調整交付金分 97,111 県繰入金(2号分) 133,746 特定健診等負担金 33,496	1.74	後期高齢者支援金等分	1,043,130		5.63			
					介護納付金分	321,472		1.74			
財政安定化基金交付金		1	0.00	子ども・子育て支援納付金分	104,559	0.56					
計	13,704,107	73.97	計	4,431,319	23.92						
財 産 収 入		1,400	基金積立金利子	0.01	保 健 事 業 費		266,085	特定健診等事業費 137,487 疾病予防費 121,516 施術費 7,082	1.44		
繰 入 金	一 般 会 計	1,435,372	保険基盤安定 889,104 未就学児均等割 5,000 職員給与費等 297,132 産前産後 1,800 財政安定化 163,390 その他 78,946	7.75						基金積立金	1
					基金繰入金	28,197	0.15	諸 支 出 金	59,324	償還金及び還付加算金	0.32
繰 越 金		1	0.00	予 備 費		10,000	0.05				
諸 収 入	延滞金、加算金及び過料	25,602	0.14								
	雑 入	54,200	0.29								
合 計		18,527,326	100.00	合 計		18,527,326	100.00				

3 年度別決算分析

(歳入)

区 分	R3		R4		R5		R6		R7	
	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比
保 険 料 (退職)	3,437,569,320 (277,310)	16.97%	3,277,369,426 (179,394)	16.97%	3,198,807,303 (373,871)	16.48%	3,096,954,182	16.46%	3,348,505,390	18.50%
国 庫 支 出 金	8,114,000	0.04%	3,000	0.00%	512,000	0.00%	4,884,000	0.03%	13,664,000	0.08%
県 支 出 金	15,194,531,570	75.02%	14,487,430,043	75.03%	14,438,829,056	74.38%	13,748,752,077	73.08%	13,224,401,874	73.06%
繰 入 金 (基金繰入金) (e)	1,419,316,539 (0)	7.01%	1,426,281,838 (0)	7.39%	1,644,975,625 (217,954,000)	8.48%	1,810,784,430 (435,615,432)	9.62%	1,430,633,228 (0)	7.90%
繰 越 金 (c)	130,856,202	0.65%	40,785,136	0.21%	68,325,273	0.35%	64,775,903	0.34%	7,802,309	0.04%
そ の 他	63,488,781	0.31%	76,996,833	0.40%	60,180,538	0.31%	87,771,377	0.47%	75,561,702	0.42%
合 計 (a)	20,253,876,412	100.00%	19,308,866,276	100.00%	19,411,629,795	100.00%	18,813,921,969	100.00%	18,100,568,503	100.00%

※下段()内の金額は内数。

※退職者医療制度は令和6年3月をもって廃止。

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
収 支 差 引 額 (a)-(b)	40,785,136	68,325,273	64,775,903	7,802,309	60,612,342
単 年 度 収 支 差 引 額 {(a)-(c)-(e)} -{(b)-(d)}	▲ 90,071,066	27,540,137	▲ 221,503,370	▲ 492,589,026	52,810,033
基 金 保 有 額	1,583,569,432	1,583,569,432	1,365,615,432	930,000,000	930,000,000

(歳出)

区 分	R3		R4		R5		R6		R7	
	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比	決算額 (円)	構成比
総 務 費	242,929,732	1.20%	252,005,762	1.31%	253,999,947	1.31%	279,063,372	1.48%	301,847,140	1.67%
保 険 給 付 費 (退職)	14,812,794,967	73.28%	14,074,820,052	73.15%	14,074,860,494 (2,058)	72.75%	13,306,615,866	70.76%	12,879,506,204	71.40%
事 業 費 納 付 金 (退職)	4,859,135,111 (11,681,412)	24.04%	4,615,702,183 (946,948)	23.99%	4,726,867,090 (1,859,897)	24.43%	4,907,702,708	26.10%	4,557,690,993	25.26%
保 健 事 業 費	255,986,323	1.27%	244,666,251	1.27%	246,440,818	1.28%	245,643,657	1.30%	243,569,999	1.35%
共同事業拠出金	1,740	0.00%	182	0.00%	242	0.00%	—		—	
基 金 積 立 金 (d)	0		0		0		0		0	
そ の 他	42,243,403	0.21%	53,346,573	0.28%	44,685,301	0.23%	67,094,057	0.36%	57,341,825	0.32%
合 計 (b)	20,213,091,276	100.00%	19,240,541,003	100.00%	19,346,853,892	100.00%	18,806,119,660	100.00%	18,039,956,161	100.00%

※下段()内の金額は内数。

※退職者医療制度は令和6年3月をもって廃止。

4 年度別被保険者1人当たり諸費

(単位：円)

区分 年度	調一定世額帯 当たり 現年 度分 保 険 料	被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費											
		歳 入											
		保 険 料	国 庫 支 出 金	支 出 金						基財 金政 交安 付定 金化	一 般 会 計 等 繰 入 金	繰 越 金	合 計
				保 険 給 付 費 等 交 付 金					普通 交 付 金				
				支 保 険 援 者 努 力 分	交 特 付 別 金 調 分 整	県 繰 入 金 2 号 分	査 特 等 定 健 康 診 金						
R3	145,953	98,458	232	422,945	1,873	2,607	6,855	920	0	40,652	3,748	580,108	
R4	143,545	97,038	0	415,303	2,219	2,866	7,563	1,001	0	42,230	1,208	571,708	
R5	143,766	98,918	16	433,658	2,143	2,712	7,097	887	0	44,128	2,113	600,273	
R6	145,463	100,499	158	429,937	2,468	3,556	8,793	1,186	0	44,603	2,101	610,227	
R7	162,459	113,244	462	434,039	1,996	2,977	7,199	1,027	0	48,383	264	612,147	

区分 年度	被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費										収 支 差 引 額
	総 務 費	療 小養 計諸 一費	歳 審 査 支 払 手 数 料	保 険 給 付 費 (計)	事 業 費 納 付 金			出 共 同 事 業 拠 出 金	保 健 事 業 費	合 計	
					医 療 給 付 費 分	支 援 期 金 高 等 齢 分 者	介 護 納 付 金 分				
R3	6,958	366,855	1,045	424,265	98,856	31,449	8,870	0	7,332	578,939	1,168
R4	7,462	360,358	1,048	416,735	98,093	29,733	8,838	0	7,244	569,685	2,023
R5	7,855	374,787	1,054	435,242	102,497	33,501	10,172	0	7,621	598,270	2,003
R6	9,051	371,654	605	431,599	112,408	35,919	10,854	－	7,967	609,974	253
R7	10,208	373,057	1,077	435,575	108,551	34,820	10,767	－	8,237	610,097	2,050

※令和5年度以前は退職被保険者分を含む。

保 険 料

1 保険料率

区分 年度		所得割	均等割	平等割	賦課限度額	備考
R3	医 療 分	% 8.90	円 22,900	円 23,000	円 630,000	変更なし
	後 期 分	2.60	6,600	6,300	190,000	
	介 護 分	3.00	8,200	6,000	170,000	
	(賦課割合)	(54 %)	(29 %)	(17 %)		
R4	医 療 分	8.90	22,900	23,000	650,000	限度額改定
	後 期 分	2.60	6,600	6,300	200,000	
	介 護 分	3.00	8,200	6,000	170,000	
	(賦課割合)	(54 %)	(29 %)	(17 %)		
R5	医 療 分	8.90	22,900	23,000	650,000	限度額改定
	後 期 分	2.60	6,600	6,300	220,000	
	介 護 分	3.00	8,200	6,000	170,000	
	(賦課割合)	(54 %)	(29 %)	(17 %)		
R6	医 療 分	8.90	22,900	23,000	650,000	限度額改定
	後 期 分	2.60	6,600	6,300	240,000	
	介 護 分	3.00	8,200	6,000	170,000	
	(賦課割合)	(54 %)	(29 %)	(17 %)		
R7	医 療 分	9.30	24,600	23,000	660,000	保険料率改定 限度額改定
	後 期 分	3.00	8,200	7,400	260,000	
	介 護 分	3.10	9,200	6,100	170,000	
	(賦課割合)	(54 %)	(29 %)	(17 %)		
R8	医 療 分	9.30	24,600	23,000	670,000	子ども・子育て支 援納付金分保険 料新設 限度額改定
	後 期 分	3.00	8,200	7,400	260,000	
	介 護 分	3.10	9,200	6,100	170,000	
	子ども分	0.33	1,040 (40)	900	30,000	
	(賦課割合)	(54 %)	(29 %)	(17 %)		

※子ども分（子ども・子育て支援納付金分）の均等割額は、下段（ ）内の18歳以上均等割額を含んだ額。

2 保険料（現年度分）の状況（決算）

区分 年度		1 人 当 た り 調 定 額				1 世 帯 当 た り 調 定 額	
		金 額	一 般 分	退 職 分	対 前 年 比	金 額	対 前 年 比
R3	医療分	円 70,537	円 70,537	円 0	% 100.7	円 104,940	% 99.6
	後期分	20,429	20,429	0	100.7	30,393	99.7
	介護分	26,468	26,468	0	101.2	30,297	101.0
	合計	117,434	117,434	0	100.8	165,630	99.9
R4	医療分	70,072	70,072	0	99.3	103,053	98.2
	後期分	20,327	20,327	0	99.5	29,894	98.4
	介護分	26,272	26,272	0	99.3	30,070	99.3
	合計	116,671	116,671	0	99.4	163,017	98.4
R5	医療分	70,805	70,805	0	101.0	102,862	99.8
	後期分	20,696	20,696	0	101.8	30,066	100.6
	介護分	26,737	26,737	0	101.8	30,569	101.7
	合計	118,238	118,238	0	101.3	163,497	100.3
R6	医療分	72,249	72,249	0	102.0	103,706	100.8
	後期分	21,269	21,269	0	102.8	30,529	101.5
	介護分	27,166	27,166	0	101.6	30,936	101.2
	合計	120,684	120,684	0	102.1	165,171	101.0
R7	医療分	79,581	79,581	0	110.1	112,924	108.9
	後期分	26,270	26,270	0	123.5	37,277	122.1
	介護分	29,241	29,241	0	107.6	33,060	106.9
	合計	135,092	135,092	0	111.9	183,261	111.0

3 低所得者に対する保険料軽減状況

区分 年度		7 割 軽 減			5 割 軽 減			2 割 軽 減			軽減計		加 入 世帯数
		世帯数	構成比	金 額	世帯数	構成比	金 額	世帯数	構成比	金 額	世帯数	構成比	
R3	医療分	8,447	30.7	269,482	4,080	14.8	111,625	3,270	11.9	35,478	15,797	57.5	27,491
	支援分	8,447	30.7	75,985	4,080	14.8	31,609	3,270	11.9	10,047	15,797	57.5	27,491
	介護分	3,048	29.9	27,602	1,351	13.2	9,092	1,032	10.1	2,745	5,431	53.3	10,198
	合計			373,069			152,326			48,270			
R4	医療分	8,614	31.3	267,880	4,028	14.7	105,911	3,238	11.8	34,507	15,880	57.8	27,477
	支援分	8,614	31.3	75,530	4,028	14.7	29,986	3,238	11.8	9,772	15,880	57.8	27,477
	介護分	3,076	30.4	27,682	1,297	12.8	8,614	1,009	10.0	2,649	5,382	53.3	10,106
	合計			371,092			144,511			46,928			
R5	医療分	8,561	32.0	260,705	3,866	14.5	102,605	3,158	11.8	33,346	15,585	58.3	26,737
	支援分	8,561	32.0	73,496	3,866	14.5	29,053	3,158	11.8	9,443	15,585	58.3	26,737
	介護分	3,065	30.9	27,393	1,314	13.2	8,924	951	9.6	2,468	5,330	53.7	9,920
	合計			361,594			140,582			45,257			
R6	医療分	8,135	31.2	244,527	3,770	14.5	97,340	3,030	11.6	31,031	14,935	57.3	26,046
	支援分	8,135	31.2	68,930	3,770	14.5	27,559	3,030	11.6	8,786	14,935	57.3	26,046
	介護分	2,989	30.5	26,533	1,307	13.3	8,814	926	9.4	2,388	5,222	53.2	9,816
	合計			339,990			133,713			42,205			
R7	医療分	7,618	30.2	237,302	3,491	13.8	93,502	2,782	11.0	29,886	13,891	55.1	25,232
	支援分	7,618	30.2	77,808	3,491	13.8	30,748	2,782	11.0	9,835	13,891	55.1	25,232
	介護分	2,913	29.9	27,961	1,290	13.2	9,329	871	8.9	2,471	5,074	52.0	9,754
	合計			343,071			133,579			42,192			

4 年度別保険料収納状況

区分 年度			現 年 度 分			滞納繰越分			合 計		
			調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
			円	円	%	円	円	%	円	円	%
R3	医療分	一般	2,462,723,727	2,378,964,050	96.60	300,855,531	90,535,547	30.09	2,763,579,258	2,469,499,597	89.36
		退職	0	0	-	2,500,148	201,479	8.06	2,500,148	201,479	8.06
		合計	2,462,723,727	2,378,964,050	96.60	303,355,679	90,737,026	29.91	2,766,079,406	2,469,701,076	89.29
	支援分	一般	713,264,353	689,089,476	96.61	83,814,960	25,536,030	30.47	797,079,313	714,625,506	89.66
		退職	0	0	-	499,485	20,258	4.06	499,485	20,258	4.06
		合計	713,264,353	689,089,476	96.61	84,314,445	25,556,288	30.31	797,578,798	714,645,764	89.60
	介護分	一般	249,225,220	234,907,746	94.26	55,548,531	15,313,499	27.57	304,773,751	250,221,245	82.10
		退職	0	0	-	656,805	55,573	8.46	656,805	55,573	8.46
		合計	249,225,220	234,907,746	94.26	56,205,336	15,369,072	27.34	305,430,556	250,276,818	81.94
	合計	一般	3,425,213,300	3,302,961,272	96.43	440,219,022	131,385,076	29.85	3,865,432,322	3,434,346,348	88.85
		退職	0	0	-	3,656,438	277,310	7.58	3,656,438	277,310	7.58
		合計	3,425,213,300	3,302,961,272	96.43	443,875,460	131,662,386	29.66	3,869,088,760	3,434,623,658	88.77
R4	医療分	一般	2,366,619,510	2,282,324,831	96.44	271,297,155	69,352,526	25.56	2,637,916,665	2,351,677,357	89.15
		退職	0	0	-	2,297,068	122,065	5.31	2,297,068	122,065	5.31
		合計	2,366,619,510	2,282,324,831	96.44	273,594,223	69,474,591	25.39	2,640,213,733	2,351,799,422	89.08
	支援分	一般	686,514,410	662,177,612	96.46	76,008,103	19,694,731	25.91	762,522,513	681,872,343	89.42
		退職	0	0	-	478,765	21,737	4.54	478,765	21,737	4.54
		合計	686,514,410	662,177,612	96.46	76,486,868	19,716,468	25.78	763,001,278	681,894,080	89.37
	介護分	一般	243,388,330	228,623,956	93.93	50,641,527	11,659,526	23.02	294,029,857	240,283,482	81.72
		退職	0	0	-	600,775	35,592	5.92	600,775	35,592	5.92
		合計	243,388,330	228,623,956	93.93	51,242,302	11,695,118	22.82	294,630,632	240,319,074	81.57
	合計	一般	3,296,522,250	3,173,126,399	96.26	397,946,785	100,706,783	25.31	3,694,469,035	3,273,833,182	88.61
		退職	0	0	-	3,376,608	179,394	5.31	3,376,608	179,394	5.31
		合計	3,296,522,250	3,173,126,399	96.26	401,323,393	100,886,177	25.14	3,697,845,643	3,274,012,576	88.54
R5	医療分	一般	2,289,699,640	2,209,423,895	96.49	262,896,642	77,954,004	29.65	2,552,596,282	2,287,377,899	89.61
		退職	0	0	-	2,175,003	265,307	12.20	2,175,003	265,307	12.20
		合計	2,289,699,640	2,209,423,895	96.49	265,071,645	78,219,311	29.51	2,554,771,285	2,287,643,206	89.54
	支援分	一般	669,278,870	646,053,660	96.53	73,989,902	22,176,028	29.97	743,268,772	668,229,688	89.90
		退職	0	0	-	457,028	31,768	6.95	457,028	31,768	6.95
		合計	669,278,870	646,053,660	96.53	74,446,930	22,207,796	29.83	743,725,800	668,261,456	89.85
	介護分	一般	241,249,720	226,472,938	93.87	49,579,009	13,475,027	27.18	290,828,729	239,947,965	82.50
		退職	0	0	-	565,183	76,796	13.59	565,183	76,796	13.59
		合計	241,249,720	226,472,938	93.87	50,144,192	13,551,823	27.03	291,393,912	240,024,761	82.37
	合計	一般	3,200,228,230	3,081,950,493	96.30	386,465,553	113,605,059	29.40	3,586,693,783	3,195,555,552	89.09
		退職	0	0	-	3,197,214	373,871	11.69	3,197,214	373,871	11.69
		合計	3,200,228,230	3,081,950,493	96.30	389,662,767	113,978,930	29.25	3,589,890,997	3,195,929,423	89.03
R6	医療分		2,227,497,617	2,140,094,766	96.08	245,049,896	66,948,652	27.32	2,472,547,513	2,207,043,418	89.26
	支援分		655,732,693	630,307,726	96.12	69,321,239	19,242,537	27.76	725,053,932	649,550,263	89.59
	介護分		241,179,590	225,218,715	93.38	48,081,063	12,109,356	25.19	289,260,653	237,328,071	82.05
	合計		3,124,409,900	2,995,621,207	95.88	362,452,198	98,300,545	27.12	3,486,862,098	3,093,921,752	88.73
R7	医療分		2,353,119,541	2,268,866,017	96.42	239,275,097	58,859,800	24.60	2,592,394,638	2,327,725,817	89.79
	支援分		776,783,339	749,414,409	96.48	68,213,187	17,092,236	25.06	844,996,526	766,506,645	90.71
	介護分		255,419,960	240,110,371	94.01	46,695,037	10,818,799	23.17	302,114,997	250,929,170	83.06
	合計		3,385,322,840	3,258,390,797	96.25	354,183,321	86,770,835	24.50	3,739,506,161	3,345,161,632	89.45

※居所不明者分の調定額を控除する前の調定額を用いて算定。

※退職者医療制度は令和6年3月をもって廃止。

5 納付方法別保険料収納状況（現年度分）

区分 年度	口 座 振 替				自主納付（窓口払・銀行振込）			
	世帯数	調定額	収納額	収納率	世帯数	調定額	収納額	収納率
	世帯 %	千円 %	千円 %	%	世帯 %	千円 %	千円 %	%
R3	11,874 53.74	1,737,149 61.00	1,724,075 63.57	99.25	10,220 46.26	1,110,446 39.00	988,056 36.43	88.98
R4	11,649 54.31	1,654,975 60.02	1,642,420 62.66	99.24	9,800 45.69	1,102,296 39.98	978,654 37.34	88.78
R5	11,384 53.74	1,599,329 59.34	1,588,308 62.05	99.31	9,800 46.26	1,095,892 40.66	971,464 37.95	88.65
R6	10,896 52.40	1,547,438 58.30	1,535,358 61.20	99.22	9,899 47.60	1,107,029 41.70	973,224 38.80	87.91
R7	10,837 52.68	1,713,551 58.57	1,701,058 60.78	99.27	9,733 47.32	1,212,112 41.43	1,097,567 39.22	90.55

保 険 給 付

1 年度別療養の給付（入院・外科・歯科・調剤）

年度	区分	被保険者数 (年間平均)	入 院				外 来				歯 科			
			件数	費用額	1 件 当たり 費用額	1 人 当たり 費用額	件数	費用額	1 件 当たり 費用額	1 人 当たり 費用額	件数	費用額	1 件 当たり 費用額	1 人 当たり 費用額
R3	一 般	34,914	12,672	7,238,395,474	571,212	207,321	352,513	5,746,373,066	16,301	164,587	81,089	1,091,993,586	13,467	31,277
	前 期 高 齢	19,102	8,223	4,864,433,474	591,564	254,656	246,927	4,093,688,102	16,579	214,307	52,364	705,947,036	13,482	36,957
	退 職	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
	合 計	34,914	12,672	7,238,395,474	571,212	207,321	352,513	5,746,373,066	16,301	164,587	81,089	1,091,993,586	13,467	31,277
R4	一 般	33,774	11,622	6,746,690,099	580,510	199,760	340,161	5,579,383,637	16,402	165,198	79,932	1,053,585,193	13,181	31,195
	前 期 高 齢	18,147	7,495	4,528,226,456	604,166	249,530	233,793	3,912,079,586	16,733	215,577	51,073	673,310,630	13,183	37,103
	退 職	0	0	▲ 6,000	-	-	0	▲ 300	-	-	0	0	-	-
	合 計	33,774	11,622	6,746,684,099	580,510	199,760	340,161	5,579,383,337	16,402	165,198	79,932	1,053,585,193	13,181	31,195
R5	一 般	32,338	11,479	6,748,078,276	587,863	208,673	329,934	5,490,386,775	16,641	169,781	79,796	1,051,628,350	13,179	32,520
	前 期 高 齢	17,140	7,446	4,602,905,376	618,172	268,548	222,347	3,791,721,250	17,053	221,221	50,426	663,039,590	13,149	38,684
	退 職	0	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
	合 計	32,338	11,479	6,748,078,276	587,863	208,673	329,934	5,490,386,775	16,641	169,781	79,796	1,051,628,350	13,179	32,520
R6	全 体	30,831	10,474	6,376,599,086	608,803	206,824	313,782	5,211,365,905	16,608	169,030	78,633	1,028,530,380	13,080	33,360
	前 期 高 齢	16,023	6,616	4,223,326,336	638,350	263,579	208,424	3,548,514,936	17,025	221,464	49,030	637,745,600	13,007	39,802
R7	全 体	29,569	10,030	6,087,622,350	606,941	205,879	298,634	4,968,279,374	16,637	168,023	77,210	1,011,988,360	13,107	34,225
	前 期 高 齢	15,140	6,145	3,948,306,300	642,523	260,786	196,417	3,303,774,804	16,820	218,215	47,452	616,473,780	12,992	40,718

調 剤				計							
件数	費用額	1 件 当たり 費用額	1 人 当たり 費用額	件数	前年比	費用額	前年比	1 件 当たり 費用額	前年比	1 人 当たり 費用額	前年比
	円	円	円		%	円	%	円	円	円	%
219,181	2,428,342,471	11,079	69,552	665,455	102.71	16,505,104,597	103.85	24,803	101.11	472,736	105.70
152,874	1,729,824,924	11,315	90,557	460,388	103.37	11,393,893,536	103.95	24,748	100.56	596,476	104.10
0	0	-	-	0	0.00	0	0.00	-	-	-	-
219,181	2,428,342,471	11,079	69,552	665,455	102.71	16,505,104,597	103.85	24,803	101.11	472,736	105.70
213,048	2,314,981,816	10,866	68,543	644,763	96.89	15,694,640,745	95.09	24,342	98.14	464,696	98.30
146,029	1,626,716,249	11,140	89,641	438,390	95.22	10,740,332,921	94.26	24,499	98.99	591,852	99.22
0	0	-	-	0	-	▲ 6,300	-	-	-	-	-
213,048	2,314,981,816	10,866	68,543	644,763	96.89	15,694,634,445	95.09	24,342	98.14	464,696	98.30
209,520	2,308,668,067	11,019	71,392	630,729	97.82	15,598,761,468	99.39	24,731	101.60	482,366	103.80
140,264	1,564,178,080	11,152	91,259	420,483	95.92	10,621,844,296	98.90	25,261	103.11	619,711	104.71
0	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
209,520	2,308,668,067	11,019	71,392	630,729	97.82	15,598,761,468	99.39	24,731	101.60	482,366	103.80
201,708	2,179,170,789	10,804	70,681	604,597	95.86	14,795,666,160	94.85	24,472	98.95	479,896	99.49
133,383	1,463,468,125	10,972	91,335	397,453	94.52	9,873,054,997	92.95	24,841	98.34	616,180	99.43
195,280	2,183,083,880	11,179	73,830	581,154	96.12	14,250,973,964	96.32	24,522	100.20	481,957	100.43
128,351	1,448,732,290	11,287	95,689	378,365	95.20	9,317,287,174	94.37	24,625	99.13	615,409	99.87

※退職者医療制度は令和6年3月をもって廃止。

2 年度別療養諸費諸率表

区分 年度		療 養 諸 費					
		1 件当たり 費 用 額	対前年比	受 診 率	対前年比	1 人当たり 費 用 額	対前年比
R3	一 般	円 25,321	% 101.13	% 1,947	% 104.62	円 493,010	% 105.81
	(再掲) 前期高齢者	25,199	100.60	2,449	103.50	617,054	104.11
	退 職	－	－	－	－	－	－
	合 計	25,321	101.13	1,947	104.62	493,010	105.81
R4	一 般	24,835	98.08	1,951	100.21	484,489	98.27
	(再掲) 前期高齢者	24,910	98.85	2,457	100.33	611,945	99.17
	退 職	－	－	－	－	－	－
	合 計	24,835	98.08	1,950	100.15	484,489	98.27
R5	一 般	25,250	101.67	1,992	102.10	502,904	103.80
	(再掲) 前期高齢者	25,705	103.19	2,495	101.55	641,219	104.78
	退 職	－	－	－	－	－	－
	合 計	25,250	101.67	1,992	102.15	502,904	103.80
R6	全 体	24,988	98.96	2,003	100.55	500,443	99.51
	(再掲) 前期高齢者	25,291	98.39	2,521	101.04	637,668	99.45
R7	全 体	25,108	100.48	2,008	100.25	504,216	100.75
	(再掲) 前期高齢者	25,114	99.30	2,543	100.87	638,550	100.14

※退職者医療制度は令和 6 年 3 月をもって廃止。

3 年度別療養諸費費用額保険者負担額の動向

年度 \ 区分		療養諸費費用額 保険者負担額	対前年度増加	対前年比
		円	円	%
R3	一般	12,769,291,206	522,703,906	104.27
	退職	0	▲ 7,413	0.00
	合計	12,769,291,206	522,696,493	104.27
R4	一般	12,126,346,590	▲ 642,944,616	94.96
	退職	▲ 4,410	▲ 4,410	-
	合計	12,126,342,180	▲ 642,949,026	94.96
R5	一般	12,058,979,100	▲ 67,367,490	99.44
	退職	0	4,410	-
	合計	12,058,979,100	▲ 67,363,080	99.44
R6	全体	11,406,835,127	▲ 652,143,973	94.59
R7	全体	10,988,690,380	▲ 418,144,747	96.33

※退職者医療制度は令和6年3月をもって廃止。

4 高額療養費支給状況

年度 \ 区分		件数	高額療養費	1件当たり支給額
		件	円	円
R3	一般	31,432	1,922,323,046	61,158
	退職	0	0	-
	小計	31,432	1,922,323,046	61,158
R4	一般	29,960	1,818,085,784	60,684
	退職	0	0	-
	小計	29,960	1,818,085,784	60,684
R5	一般	31,848	1,867,973,049	58,653
	退職	0	0	-
	小計	31,848	1,867,973,049	58,653
R6	全体	29,927	1,782,324,489	59,556
R7	全体	28,924	1,771,963,834	61,263

※退職者医療制度は令和6年3月をもって廃止。

5 年度別出産育児一時金・葬祭費支給状況

区分 年度	出 産 育 児 一 時 金			葬 祭 費		
	件数	1 件の支給額 ()内は産科医療補償制度 対象の場合の支給額	給 付 額	件数	1 件の支給額	給 付 額
R3	67	円 R3.12月まで 404,000 R4.1月から 408,000 (420,000)	円 28,116,086	283	円 50,000	円 14,150,000
R4	66	408,000 (420,000)	27,381,906	304	50,000	15,200,000
R5	74	R5.3月まで 408,000 R5.4月から 488,000 (500,000)	35,453,546	265	50,000	13,250,000
R6	59	488,000 (500,000)	29,422,027	256	50,000	12,800,000
R7	58	488,000 (500,000)	29,749,202	246	50,000	12,300,000

6 人間ドック支給状況

年度	受診者数	金 額
R3	2,956人	68,521,349円
R4	2,784人	64,390,463円
R5	2,836人	65,311,325円
R6	2,727人	62,291,857円
R7	2,688人	60,786,773円

7 簡易脳ドック支給状況

年度	受診者数	金 額
R3	1,277人	29,672,800円
R4	1,147人	26,610,400円
R5	1,126人	26,285,600円
R6	1,110人	25,752,000円
R7	1,060人	24,592,000円

8 任意検査項目支給状況

年度	子宮がん検診		前立腺がん検査	
	受診者数	金 額	受診者数	金 額
R3	592人	3,552,000円	934人	2,335,000円
R4	534人	3,204,000円	902人	2,312,500円
R5	567人	3,402,000円	895人	2,245,000円
R6	547人	3,282,000円	871人	2,177,500円
R7	535人	3,210,000円	827人	2,067,500円

9 歯周疾患健診支給状況

年度	受診者数	金 額
R3	102人	326,400円
R4	50人	160,000円
R5	33人	105,600円
R6	24人	76,800円
R7	22人	70,400円

10 特定健診支給状況

年度	受診者数	金 額
R3	9,218人	79,124,432円
R4	8,870人	76,103,634円
R5	8,990人	77,238,393円
R6	8,605人	73,924,502円
R7	8,324人	72,225,382円

※ 補助金対象者分のみ計上

11 特定保健指導支給状況

年度	動機付け支援		積極的支援	
	指導者数	金 額	指導者数	金 額
R3	105人	462,120円	20人	276,000円
R4	68人	355,680円	14人	190,400円
R5	118人	541,800円	15人	201,600円
R6	69人	318,804円	12人	140,392円
R7	69人	305,044円	16人	201,128円

※ 補助金対象者分のみ計上

12 年度別はり・きゅう施術費支給状況

区分 年度	件 数 (回数)	金 額	施 術 費 改 正 状 況	
			1 術	2 術
R3	8,639件	8,568,920円	800円	1,000円
R4	8,448件	7,962,520円	800円	1,000円
R5	7,377件	7,398,430円	800円	1,000円
R6	7,063件	7,149,450円	800円	1,000円
R7	6,220件	6,134,600円	800円	1,000円

※ 1術は、はり又はきゅうのいずれか、2術は、はり及びきゅうを併用した場合

13 年度別傷病手当支給状況（新型コロナウイルス感染症関連）

区分 年度	件 数	金 額	1 件当たり支給額
R3	5件	254,659円	50,932円
R4	83件	2,421,797円	29,178円
R5	3件	42,060円	14,020円
R6	2件	23,155円	11,578円
R7	0件	0円	0円

※ 令和5年5月7日までに感染した被保険者で財政支援を終了

令和7年度
国民健康保険
事業状況報告書
(事業年報)

（令和7年度）

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : - : 0 : 0 : 3
事業開始年月日	平成17年10月1日

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	50,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		20,187				
被 保 険 者 数	総 数	28,409	482	14,495	8,136	528
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	28,409	482	14,495	8,136	528

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		20,838				
被 保 険 者 数	総 数	29,569	490	15,140	8,528	523
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	29,569	490	15,140	8,528	523

	本年度末現在	年度平均		年度平均
介護保険第2号被保険者数	8,471	8,735	標準負担額の減額状況	0
介護保険第2号世帯数	7,521	7,726		
	本年度末現在	年度平均		本年度中
特 定 世 帯 数	2,843	2,544	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	16
特 定 継 続 世 帯 数	309	309		

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		1,100	813	4,425	92	55	0	735	6,407
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		1,052	604	3,147	181	253	2,311	747	7,691

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	そ の 他
	20	4	24		1	0

備 考		作成者 氏 名	
--------	--	------------	--

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名					山口県				
保 険 者 名					山口市				
都道府県・保険者番号					3 : 5 : - : 0 : 0 : 3				
収入		支出							
科 目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分		科 目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
	円	円	円			円	円	円	
保険料入税V	一般被保険者分	医療給付費分	2,330,554,900		総 務 費	301,847,140			
		後期高齢者支援金分	766,873,881	766,873,881		療養給付費	10,952,597,124		
		介護納付金分	251,076,609	251,076,609		療 養 費	78,326,805		
		一般被保険者分計	3,348,505,390	766,873,881		小 計	11,030,923,929		
	退職被保険者分	医療給付費分	0			高額療養費	1,772,650,217		
		後期高齢者支援金分	0	0		高額介護合算療養費	2,026,755		
		介護納付金分	0	0		移 送 費	0		
		退職被保険者分計	0	0		出産育児諸費	29,749,202		
	計		3,348,505,390	766,873,881		葬 祭 諸 費	12,300,000		
				251,076,609		育 児 諸 費	0		
都道府県支出金	国 庫 支 出 金	13,664,000			保 険 給 付 費	その他	0		
	保険給付費等交付金 (普通交付金)	12,834,111,874				一般被保険者分計	12,847,650,103		
	保険者努力支援分	59,024,000				療養給付費	0		
	特別調整交付金分	88,038,000				療 養 費	0		
	都道府県繰入金 (2号分)	212,864,000				小 計	0		
	特定健康診査等負担金	30,364,000				高額療養費	0		
	保険給付費等交付金 (特別交付金) 計	390,290,000				高額介護合算療養費	0		
	財政安定化基金交付金	0				移 送 費	0		
	そ の 他	0				退職被保険者等分計	0		
	計	13,224,401,874				審査支払手数料	31,856,101		
一般会計繰入金	連 合 会 支 出 金	0			国民健康保険事業費納付金	計	12,879,506,204		
	保険基盤安定 (保険料 (税) 軽減分)	537,884,720	123,013,510	40,654,000		一般被保険者分	3,209,729,982		
	保険基盤安定 (保険者支援分)	351,948,735	81,071,025	25,413,557		退職被保険者等分	0		
	未就学児均等割保険料 (税)	4,919,519	1,229,846			医療給付費分計	3,209,729,982		
	職 員 給 与 費 等	270,764,370				一般被保険者分	1,029,579,898	1,029,579,898	
	産前産後保険料 (税)	1,912,340	459,096			退職被保険者等分	0	0	
	出産育児一時金等	19,549,544				後期高齢者支援金等分計	1,029,579,898	1,029,579,898	
	財政安定化支援事業	163,390,000				介護納付金分	318,381,113		318,381,113
	そ の 他	80,264,000				計	4,557,690,993	1,029,579,898	318,381,113
	計	1,430,633,228	205,773,477	66,067,557		財政安定化基金拠出金	0		
小計 (単年度収入) A	直 診 勘 定 繰 入 金	0			事業費	保 健 事 業 費	140,496,106		
	そ の 他 の 収 入	75,561,702				特定健康診査等事業費	103,073,893		
						健康管理センター事業費	0		
						計	243,569,999		
						保険給付費等交付金償還金	50,312,391		
						直 診 勘 定 繰 出 金	0		
						そ の 他 の 支 出	7,029,434	0	0
						小 計 (単年度支出) B	18,039,956,161	1,029,579,898	318,381,113
						単 年 度 収 支 差 (A-B)	52,810,033	-56,932,540	-1,236,947
基金繰入金 C	基金繰入金 D	0			基金積立金 F	0			
	繰 越 金 E	7,802,309				前年度繰上充用金 G	0		
	市 町 村 債 H	0				公 債 費 I	0		
	うち財政安定化基金貸付金	0				うち財政安定化基金償還金	0		
	収入合計 (A+C+D+E)	18,100,568,503				支出合計 (B+F+G+H)	18,039,956,161		
						収支差引残 (収入合計-支出合計)	60,612,342		
						うち次年度への繰越金 J	60,612,342		
						うち基金積立金	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額 (前年度末)	K	930,000,000	市 町 村 債 残 高	0
基金繰入金 C	C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	J	0		
そ の 他 増 加 額 L	L	0		
そ の 他 減 少 額 M	M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)		930,000,000		

[3] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
基金保有額 a	930,000,000	繰上充用金 (当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	60,612,342	市 町 村 債 残 高 f	0
貸 付 金 等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高 g	0
そ の 他 の 資 産 d	0	そ の 他 の 負 債 h	0
資 産 合 計 (a+b+c+d)	990,612,342	負 債 合 計 (e+f+g+h)	0
		純 資 産 (資産合計 - 負債合計)	990,612,342

備考	作成者氏名
----	-------

様式 1 4 （市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（続）（市町村）
（令和7年度）

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : ー : 0 : 0 : 3

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

（円）

		調定額	収納額	還付未済額（別掲）	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料（税）	現年分	3,385,322,840	3,258,390,797	3,146,540	0	126,932,043	250,130
	滞納繰越分	354,183,321	86,770,835	197,218	55,779,540	211,632,946	0
	計	3,739,506,161	3,345,161,632	3,343,758	55,779,540	338,564,989	250,130

3. 保険給付費等支払状況

（円）

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	療養給付費	計	10,910,394,721	10,952,597,124	14,548,326	27,654,077	0
		現年度分(再掲)	10,910,394,721	10,952,597,124	14,548,326	27,654,077	0
	療 養 費	計	78,295,659	78,326,805	31,146	0	0
		現年度分(再掲)	78,295,659	78,326,805	31,146	0	0
	高 額 療 養 費		1,771,963,834	1,772,650,217	686,383	0	0
	高額介護合算療養費		2,026,755	2,026,755	0	0	0
	移 送 費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		42,249,622	42,049,202	0	0	200,420

4. 市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.84	0.00	33,872	21,724

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.88	0.00	12,273	7,871

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.54	0.00	12,852	6,292

5. 備考

収 納 率			
現年分	滞納繰越分	計	
96.26 %	24.50 %	89.46 %	
備考			作成者氏名

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和7年度）

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : - : 0 : 0 : 3

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	② 3方式	(3) 2方式	(4) その他		保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 2,977,671	千円 375,266	千円 3,783	千円 1,103	千円 5	千円 5,443	千円 173,321	1増・②減	千円 65,631	千円 2,353,119	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1,755,517	千円 0	千円 754,679	千円 467,475	% 9.30	% 0.00	円 24,600	円 23,000			
58.96%	0.00%	25.34%	15.70%							
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割									
千円 18,876,533	千円 0	21,502	12,575	373	67	1	147	366	30,678	千円 660
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

備考		作成者 氏名
----	--	---------------

様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和7年度）

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : - : 0 : 0 : 3

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	② 3方式	(3) 2方式	(4) その他		保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 968,261	千円 123,358	千円 1,261	千円 359	千円 2	千円 1,751	千円 42,117	1増・②減	千円 22,630	千円 776,783	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 566,296	千円 0	千円 251,560	千円 150,405	% 3.00	% 0.00	円 8,200	円 7,400			
58.49 %	0.00 %	25.98 %	15.53 %							
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割									
千円 18,876,533	千円 0	21,502	12,575	373	67	1	147	234	30,678	千円 260
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他		

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和7年度）

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : - : 0 : 0 : 3

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	----------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	② 3方式	(3) 2方式	(4) その他		保険料（税） 徴収回数	回 10	
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 335,670	千円 40,854	千円 0	千円 23	千円 0	千円 102	千円 35,663	1増・②減	千円 3,609	千円 255,419		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率						
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 204,026	千円 0	千円 83,076	千円 48,568	% 3.10	% 0.00	円 9,200	円 6,100				
60.78%	0.00%	24.75%	14.47%								
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割		千円 6,581,462	千円 0	7,962	4,474	0	7	0	286	9,030
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③その他			

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

（令和7年度）

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : - : 0 : 0 : 3

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	583,770	14,801,750,118	10,910,294,071	3,355,905,590	535,550,457
食事療養・生活療養（再掲）	9,727	345,579,934	200,211,354	143,946,010	1,422,570
療養費等					
食事療養・生活療養	18		100,650	-100,650	0
診療費	530	18,290,649	12,847,357	3,285,936	2,157,356
補装具	452	15,892,477	11,812,931	3,197,418	882,128
柔道整復師	8,226	49,778,919	36,317,993	12,311,960	1,148,966
アンマ・マッサージ	414	15,718,130	11,648,316	372,639	3,697,175
ハリ・キウウ	390	7,733,470	5,669,062	471,323	1,593,085
その他	0	0	0	0	0
小計	10,012	107,413,645	78,295,659	19,639,276	9,478,710
海外療養費（再掲）	18	1,157,697	811,753	341,302	4,642
移送費	0	0	0	0	0
計	593,800	14,909,163,763	10,988,690,380	3,375,444,216	545,029,167

（2）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	379,453	9,609,078,608	7,272,277,371	2,159,627,363	177,173,874
食事療養・生活療養（再掲）	5,975	185,897,134	100,456,124	85,306,670	134,340
療養費等					
食事療養・生活療養	7		74,480	-74,480	0
療養費	5,497	58,568,302	44,059,004	10,870,979	3,638,319
海外療養費（再掲）	2	20,354	15,618	4,736	0
移送費	0	0	0	0	0
計	384,957	9,667,646,910	7,316,410,855	2,170,423,862	180,812,193

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	226,716	5,879,574,823	4,673,627,759	1,130,895,815	75,051,249
食事療養・生活療養（再掲）	3,705	112,503,433	61,127,363	51,241,730	134,340
療養費等					
食事療養・生活療養	3		10,050	-10,050	0
療養費	3,024	31,454,373	25,077,769	4,657,951	1,718,653
海外療養費（再掲）	1	13,704	10,963	2,741	0
移送費	0	0	0	0	0
計	229,743	5,911,029,196	4,698,715,578	1,135,543,716	76,769,902

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	13,642	381,786,375	265,644,828	110,657,236	5,484,311
食事療養・生活療養（再掲）	189	4,153,605	1,258,095	2,895,510	0
療養費等					
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	219	2,046,448	1,432,431	560,883	53,134
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	13,861	383,832,823	267,077,259	111,218,119	5,537,445

（5）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	8,678	152,972,569	121,846,629	8,738,446	22,387,494
食事療養（再掲）	88	1,196,819	426,029	260,630	510,160
療養費等					
食事療養	1		810	-810	0
療養費	27	385,574	308,457	4,170	72,947
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	8,706	153,358,143	122,155,896	8,741,806	22,460,441

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	35-003

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分				他法併用分	合 計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総 数	件 数	2,024	9,454	4,071	2,053	4,887	4,586	1,849	28,924	16,639
	高額療養費（円）	47,122,585	75,374,239	395,148,867	193,918,765	684,838,157	147,196,879	228,364,342	1,771,963,834	1,613,789,722
（再掲） 前期 高齢者分	件 数	1,415	9,241	1,729	1,206	3,624	4,235	1,067	22,517	
	高額療養費（円）	27,102,516	67,078,584	174,979,603	96,965,468	483,419,867	127,164,475	118,042,074	1,094,752,587	
（再掲） 70歳以上 一般分	件 数	841	8,933	413	778	2,603	3,941	731	18,240	
	高額療養費（円）	10,241,289	58,899,485	32,725,668	53,159,126	290,859,619	111,754,138	49,886,902	607,526,227	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	122	113	72	12	95	28	14	456	
	高額療養費（円）	2,945,684	2,171,219	8,529,504	1,198,269	21,364,614	3,012,773	5,250,467	44,472,530	
（再掲） 未就学児分	件 数	5	6	9	0	37	4	29	90	
	高額療養費（円）	630,176	371,877	801,050	0	1,817,615	321,228	6,663,474	10,605,420	
長期高額特定疾病該当者数								135 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数（件）	95
給付額（円）	2,026,755

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数（件）	58	246	0	0	0	304
給付額（円）	29,949,622	12,300,000	0	0	0	42,249,622

備 考		作成者 氏 名	
-----	--	------------	--

（令和7年度）

都道府県名	山口県
保険者名	山口市
都道府県・保険者番号	3 : 5 : - : 0 : 0 : 3

5. 療養の給付等内訳

（1）全体

	件数	日数	費用額
診療費	件	日	円
入院	10,030	177,921	6,087,622,350
入院外	298,634	435,960	4,968,279,374
歯科	77,210	117,226	1,011,988,360
小計	385,874	731,107	12,067,890,084
調剤	195,280	(225,737 枚)	2,183,083,880
食事療養・生活療養	(9,727)	(481,693 回)	345,579,934
訪問看護	2,616	17,631	205,196,220
合計	583,770	748,738	14,801,750,118

（2）前期高齢者分再掲

	件数	日数	費用額
診療費	件	日	円
入院	6,145	97,828	3,948,306,300
入院外	196,417	286,998	3,303,774,804
歯科	47,452	72,603	616,473,780
小計	250,014	457,429	7,868,554,884
調剤	128,351	(146,240 枚)	1,448,732,290
食事療養・生活療養	(5,975)	(256,796 回)	185,897,134
訪問看護	1,088	8,675	105,894,300
合計	379,453	466,104	9,609,078,608

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	日数	費用額
診療費	件	日	円
入院	3,817	59,529	2,469,767,990
入院外	118,182	173,214	1,993,607,180
歯科	26,795	41,239	349,451,630
小計	148,794	273,982	4,812,826,800
調剤	77,288	(88,310 枚)	887,255,240
食事療養・生活療養	(3,705)	(155,113 回)	112,503,433
訪問看護	634	5,367	66,989,350
合計	226,716	279,349	5,879,574,823

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	日数	費用額
診療費	件	日	円
入院	192	2,273	144,472,440
入院外	7,135	9,795	142,343,560
歯科	1,770	2,561	22,220,850
小計	9,097	14,629	309,036,850
調剤	4,517	(5,087 枚)	64,661,400
食事療養・生活療養	(189)	(5,652 回)	4,153,605
訪問看護	28	329	3,934,520
合計	13,642	14,958	381,786,375

（5）未就学児分再掲

	件数	日数	費用額
診療費	件	日	円
入院	117	1,060	74,649,270
入院外	4,507	7,117	50,636,220
歯科	816	930	8,384,680
小計	5,440	9,107	133,670,170
調剤	3,232	(4,648 枚)	17,176,160
食事療養	(88)	(1,735 回)	1,196,819
訪問看護	6	72	929,420
合計	8,678	9,179	152,972,569

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

条例・規則

目次

第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条）

第2章 山口市国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）

第3章 被保険者（第4条）

第4章 保険給付（第5条・第6条）

第5章 保健事業（第7条）

第6章 保険料（第8条—第21条）

第7章 罰則（第22条—第25条）

附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（市が行う国民健康保険の事務）

第1条 山口市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 山口市国民健康保険運営協議会

（設置）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する協議会として山口市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

（1） 被保険者を代表する委員 6人

（2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人

（3） 公益を代表する委員 6人

（4） 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。

第4章 保険給付

（出産育児一時金）

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対して、葬祭費として5万円を支給

する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第5章 保健事業

（保健事業）

第7条 山口市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) 生活習慣病その他の疾病の予防
- (5) 健康づくり運動
- (6) 栄養改善
- (7) 母子保健
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

- 2 山口市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行うことができる。

第6章 保険料

（保険料の賦課）

第8条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。

（保険料の賦課額）

第8条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

（基礎賦課総額）

第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第15条、第15条の5及び第15条の6の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（3） 当該年度における第21条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額（基礎賦課額）

第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第10条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡

所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第15条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。))に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(基礎賦課額の保険料率)

第11条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の54に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の29に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第11条の2から第11条の4の2まで 削除

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第15条、第15条の5及び第15条の6の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の54に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の29に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第11条の5の6から第11条の5の9まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第15条及び第15条の6の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額(介護納付金賦課額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の54に相当する額を介護納付金賦課被保険者

に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の29に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第11条の10 第11条の7の賦課額は、17万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第11条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条、第15条の5、第15条の6及び第15条の8の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第15条の8に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第11条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第11条の11第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の54に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の29に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第11条の11第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第11条の15 第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日)

第12条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期及び納付額)

第13条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月16日から6月30日まで

第2期 7月16日から7月31日まで

第3期 8月16日から8月31日まで

第4期 9月16日から9月30日まで

第5期 10月16日から10月31日まで

第6期 11月16日から11月30日まで

第7期 12月16日から12月26日まで

第8期 1月16日から1月31日まで

第9期 2月16日から2月末日まで

第10期 3月16日から3月31日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。
- 3 各納期の納付額は、保険料の賦課額を前2項で定める納期（次条第1項に規定する場合にあつては、納付義務の発生した日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。ただし、各納期の納付額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期の納付額に合算し、合算した納付額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額は切り捨てる。
- 4 次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

（賦課期日後に納付義務が発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、同一の世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合又は同一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条、第11条の5の3若しくは第11条の12の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第11条の7の額又は第15条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第15条の5第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の6第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第15条の8第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は同一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第11条の5の3、第11条の7若しくは第11条の12の額又は第15条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第15条の5第1項に定める額、同条第5項に定める額、第15条の6第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第15条の8第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第15条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

- （1） 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又

は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても、同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第11条第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第11条第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。
- 5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。
- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料

賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第11条の14第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の14第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等の特例）

第15条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項、第11条の5の4、第11条の8及び第11条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定す

る給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

（保険料に関する申告）

第15条の3 保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書（同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者（同法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第15条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- （1） 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- （2） 特例対象被保険者等の氏名
- （3） 離職年月日
- （4） 離職理由

2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の14」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の14第3項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- （1） 第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第

2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

6 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と、第6項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第5項各号」と、「第11条」とあるのは「第11条の14」と、第6項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の14第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする(第6項に掲げる場合を除く)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第15条の7第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算出した額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」と

あるのは「第11条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の14」と読み替えるものとする。

- 6 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 7 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算出した額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の5の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第11条」とあるのは「第11条の5の5」と読み替えるものとする。

- 9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の7」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第11条」とあるのは「第11条の9」と読み替えるものとする。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第11条の12」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第5項各号」と、第7項中「第11条」とあるのは「第11条の14」と読み替えるものとする。

（出産被保険者に関する届出）

- 第15条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第15条の8 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第15条第5項、第15条の5第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第11条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第16条 保険料の額が決まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(納期前の納付)

第17条 保険料の納付義務者は、第13条の規定にかかわらず、保険料の納入通知書のうち到来しない納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納期前に納付することができる。

(督促)

第18条 納期限を過ぎて保険料を納付しない者があるときは、市長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、これを発しないものとする。

- 2 前項の督促状に指定する納期限は、その発する日から10日以内とする。

- 3 督促状を発したときは、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

第19条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付額に1,000円未満の端数があるとき、又はその納付金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 第1項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

- 5 市長は、第1項の納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(徴収猶予)

第20条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期限を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又は資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由があると認められる者

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第7章 罰則

(罰則)

第22条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者は、10万円以下の過料に処する。

第23条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なく法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第24条 偽りその他不正の行為により、保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者は、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第25条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに出産した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、山口市国民健康保険条例（昭和34年山口市条例第18号）、小郡町国民健康保険条例（昭和34年小郡町条例第1号）、秋穂町国民健康保険条例（昭和34年秋穂町条例第4号）、阿知須町国民健康保険条例（昭和34年阿知須町条例第7号）又は徳地町国民健康保険条例（昭和34年徳地町条例第5号）（以下これらを「合併前の国保条例」という。）の出産育児一時金又は葬祭費の例によるものとする。

- 3 施行日から平成18年3月31日までの期間に出生した者に係る出産育児一時金又は死亡した者に係る葬祭費の支給については、第5条又は第6条の規定にかかわらず、なお合併前の国保条例の例による。

- 4 施行日の前日までに、合併前の山口市国民健康保険条例、小郡町国民健康保険税条例（昭和38年小郡町条例第9号）、秋穂町国民健康保険税条例（昭和53年秋穂町条例第3号）、阿知須町国民健康保険税条例（昭和41年阿知須町条例第12号）又は徳地町国民健康保険税条例（昭和34年徳地町条例第7号）（以下これらを「合併前の保険料等条例」という。）の規定により課した、又は課すべきであった保険料又は国民健康保険税（以下「保険料等」という。）については、なお合併前の保険料等条例の例による。

- 5 施行日から平成18年3月31日までの期間に係る保険料については、第6章の規定にかかわらず、なお合併前の保険料等条例の例による。ただし、督促については、第18条の規定による。

- 6 施行日の前日までに、合併前の国保条例又は合併前の保険料等条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 7 施行日から平成18年3月31日までの期間に係る保険料の減免については、第21条の規定にかかわらず、合併前の山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町又は徳地町の減免の例による。

- 8 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の国保条例の例による。

(延滞金の割合等の特例)

- 9 当分の間、第19条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセント

の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

11 附則第5項の規定の適用がある場合における合併前の山口市国民健康保険条例附則第14項の規定の適用については、同項中「附則第35条の3第12項」とあるのは、「附則第35条の3第11項」とする。

12 平成18年度及び平成19年度において、平成17年9月30日における山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町又は徳地町（以下「合併前の各市町」という。）の国民健康保険被保険者であり、かつ、当該年度の賦課期日においても国民健康保険被保険者であるもの（平成17年10月1日以降本市を転出し、その後再転入した者を除く。）の属する世帯の世帯主に対して課する保険料額（介護納付金賦課額を除く。）については、この条例の規定により算出した額が、当該年度の賦課期日において住所を有する合併前の各市町の、平成17年度における合併前の保険料等条例の規定に基づき算出した額を超える場合は、その差額を基に算出した額を減額する。ただし、この減額する額の算出方法及び減額する期間については、市長が別に定める。

（阿東町の編入に伴う経過措置）

13 阿東町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の阿東町国民健康保険条例（昭和34年阿東町条例第16号。以下「編入前の国保条例」という。）の規定によりなされた保険給付に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

14 編入前の阿東町が行う国民健康保険の被保険者であった世帯主及び当該被保険者の属する世帯の世帯主であった世帯主に対する編入日までに係る国民健康保険税の賦課徴収については、なお編入前の阿東町国民健康保険税条例（昭和30年阿東町条例第13号。以下「編入前の保険税条例」という。）の例による。

15 編入日から平成22年3月31日までの間における編入前の阿東町の区域（以下「旧阿東町域」という。）においては、第6章の規定にかかわらず、編入前の保険税条例の例により、国民健康保険税を賦課徴収する。

16 旧阿東町域における平成22年度から平成24年度までの各年度分の保険料の算定における保険料率は、第1号の数値と第2号の数値との差分に第3号のそれぞれの数値を乗じて得た数値を各年度における第1号の数値から減じたものとする。

（1） この条例に規定する保険料率

（2） 編入前の保険税条例第3条から第9条の2までに規定する、所得割額を算定する際に乗じる率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額

(3) 平成22年度分においては10分の10、平成23年度分においては10分の7、平成24年度分においては10分の4

17 前2項の規定は、編入日から平成25年3月31日までの間に旧阿東町域に住所を有する被保険者について適用し、被保険者がその期間中に編入日前の山口市の区域から旧阿東町域に転居し、又は旧阿東町域から編入日前の山口市の区域に転居した場合における国民健康保険税又は保険料の算定は、別に市長の定める方法により、月割りをもって行う。

18 編入日の前日までにした編入前の国保条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の国保条例の例による。

(平成22年度以後の年度分の保険料の減免の特例)

19 当分の間、平成22年度以後の年度分の保険料の減額又は免除における第21条第1項の規定の適用については、同項第3号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

20 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

21 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えときは、その金額とする。

22 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

23 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第21項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

24 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

25 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平成17年12月28日条例第241号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第23号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第11条の10及び附則第11項から第15項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月22日条例第40号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係るものから適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月25日条例第52号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第17項から第24項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の附則第25項及び第26項の規定は、平成19年度分の保険料から適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第19号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第11条の5の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月18日条例第13号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例（次項を除く。）の規定中保険料に関する部分は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第23項の規定は、平成18年度分及び平成19年度分の保険料について適用する。

附 則（平成20年3月31日条例第26号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第50号）
この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第60号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係るものから適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条の10及び第15条第4項の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月29日条例第37号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月16日条例第1号）

この条例は、平成22年1月16日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（山口市介護保険条例の一部改正）

- 3 山口市介護保険条例（平成17年山口市条例第135号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年5月19日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項及び第15条第1項第1号の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係るものから適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月21日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成25年3月21日条例第30号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成25年6月27日条例第34号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例附則第10項、山口市後期高齢者医療に関する条例附則第4項及び山口市介護保険条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
附 則 (平成26年3月18日条例第18号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成26年12月18日条例第40号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係るものについて適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。
附 則 (平成27年3月19日条例第31号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則 (平成27年12月18日条例第60号)
この条例は、平成28年1月1日から施行する。
附 則 (平成28年3月17日条例第21号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例による改正後の第11条の5、第11条の5の10並びに第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月１６日条例第１２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第１０条第１項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）の規定による特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る部分以外の部分に限る。）及び第１５条第１項第１号（外国居住者等所得相互免除法の規定による特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る部分以外の部分に限る。）から第３号までの規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第１０条第１項（外国居住者等所得相互免除法の規定による特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る部分に限る。）及び第１５条第１項第１号（外国居住者等所得相互免除法の規定による特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る部分に限る。）の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年３月１５日条例第２１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山口市国民健康保険条例第６章の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月１４日条例第１７号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第１１条の５並びに第１５条第１項、第３項及び第４項の規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月１３日条例第７号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第１１条の５、第１１条の１０及び第１５条の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和２年４月３０日条例第１４号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の附則第２０項から第２５項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則（令和２年７月７日条例第２５号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山口市国民健康保険条例の規定は、令和２年２月１日から適用する。

附 則（令和２年１０月１日条例第２８号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の山口市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例附則第6項の規定、第2条の規定による改正後の山口市奨学金貸与条例附則第5項の規定、第3条の規定による改正後の山口市祖父地区飲料水供給施設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例附則第2項の規定、第4条の規定による改正後の山口市国民健康保険条例附則第9項の規定、第5条の規定による改正後の山口市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定、第6条の規定による改正後の山口市介護保険条例附則第2項の規定、第7条の規定による改正後の山口市山口地域下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定及び第8条の規定による改正後の山口市秋穂地域下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月21日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第1項及び附則第10項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月18日条例第11号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第10条第1項の規定は、令和3年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年12月20日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条の3の改正規定、第11条の5の2の改正規定、第15条の改正規定及び第15条の4の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る山口市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の5の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月17日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条の5、第11条の5の10及び第15条の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月１６日条例第９号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る山口市国民健康保険条例第５条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第１１条の５の１０及び第１５条の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年１２月１８日条例第４４号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第１５条の６の規定は、令和５年度分の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月１４日条例第１０号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第６章の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和６年１０月１０日条例第３０号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第２０条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年１２月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の保険料について適用し、令和６年度分のうち令和６年１１月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月１４日条例第１２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第１１条の５、第１１条の５の１０、第１５条及び第１５条の６の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和８年３月１３日条例第１１号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条の2、第8条の3、第11条の5、第11条の11から第11条の15まで、第14条から第15条の2まで、第15条の5、第15条の6及び第15条の8の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 山口市国民健康保険運営協議会（第2条—第12条）

第3章 保険給付（第13条—第18条）

第4章 保険料（第19条—第25条）

第5章 補則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、山口市国民健康保険条例（平成17年山口市条例第134号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 山口市国民健康保険運営協議会

（委員の委嘱）

第2条 条例第2条第1項に規定する山口市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長が委嘱する。

（会長の職務）

第3条 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

（協議会の招集）

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱（補欠委員の委嘱を含まない。）後最初に開かれる協議会は、市長が招集する。

2 会長は、委員総数の3分の1以上の者から協議会に付議すべき事件を示して招集の請求があったときは、協議会を招集しなければならない。

（定足数）

第5条 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、条例第2条第2項各号の委員のうち第4号に定める委員1人以上及びその他の号の委員それぞれ2人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（議長）

第6条 会長は、協議会の会議の議長となる。

（表決）

第7条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（意見等の聴取）

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、学識経験者又は利害関係人から意見を聴くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、市長に対し資料の提出を求めることができる。

（会議録の調製）

第9条 会長は、会議録を調製したときは、その写しを添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

（委員の辞職）

第10条 委員は、条例第2条第2項各号に規定する代表として資格を失ったときは、その職を失う。

2 委員は、市長の同意を得て、その職を辞することができる。

3 会長は、協議会の同意を得て、その職を辞することができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保険年金課において処理する。

第3章 保険給付

(保険医療機関以外の診療)

第13条 療養担当者が療養の給付を行うことが困難であると認める被保険者で、保険医療機関以外の病院又は診療所で診療を受ける必要がある場合は、あらかじめ療養担当者の意見を付して保険医療機関外受診承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請により保険医療機関以外の病院又は診療所の診療について決定したときは、保険医療機関外受診承認（不承認）通知書によりその旨申請人に通知するものとする。

(一部負担金の減免)

第14条 一部負担金の減額又は免除を申請しようとする者は、一部負担金減免申請書を市長に提出しなければならない。

(一部負担金の徴収猶予)

第15条 一部負担金の徴収猶予を申請しようとする者は、一部負担金徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

(証明書)

第16条 市長は、前2条の申請により一部負担金の減免又は徴収猶予について決定したときは、一部負担金減免（徴収猶予）通知書によりその旨申請人に通知するとともに、一部負担金減免（徴収猶予）証明書を交付するものとする。

(出産育児一時金)

第17条 条例第5条の規定による出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出生を証する書類を添え、又は提示して出産育児一時金支給申請書を市長に提出しなければならない。

第17条の2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める額は、1万2,000円とする。

(葬祭費)

第18条 条例第6条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、死亡を証する書類を添え、又は提示して葬祭費支給申請書を市長に提出しなければならない。

第4章 保険料

(保険料の通知)

第19条 条例第16条の規定による保険料の額の通知は、保険料納入通知書による。

(保険料の徴収猶予)

第20条 条例第20条の規定により保険料の徴収猶予を申請しようとする者は、保険料徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに審査の上、保険料徴収猶予承認（不承認）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(保険料の減免)

第21条 条例第21条の規定により保険料の減額又は免除を申請しようとする者は、保険料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに審査の上、保険料減免承認（不承認）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(保険料の過誤納)

第22条 保険料並びに延滞金及び延滞処分費（以下「徴収金」という。）のうち過納又は誤納に

係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、市長は、速やかに過誤納金還付（充当）通知書によりその旨を当該納入義務者に通知し、過誤納金を還付しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該納付義務者に未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金を未納に係る徴収金に充当するものとする。

（還付加算金）

第23条 市長は、過誤納金を前条の規定により還付し、又は充当する場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4及び第20条の4の2の規定の例によって算定した金額をその還付又は充当すべき金額に加算する。

- 2 一部負担金にかかる過誤納金の還付又は充当の取扱いについては、前条及び前項の規定を準用する。

（保険料の督促）

第24条 条例第18条の規定による保険料の納付の督促は、保険料納入督促状により行う。

（一部負担金の督促）

第25条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第2項の規定に基づき保険医療機関から請求のあった未納の一部負担金の督促は、一部負担金納入督促状によって行う。

第5章 補則

（過料の通知）

第26条 条例第7章の規定により過料に処した場合においては、過料決定書によりその旨を通知し、過料納入通知書によりこれを徴収する。

（申請書等の様式）

第27条 この規則の規定による申請書等の様式は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（合併に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町又は徳地町（以下「合併関係市町」という。）の区域において交付され、又は更新された被保険者証及び被保険者資格証明書は、それぞれその有効期限までに限り、なおその効力を有する。
 - 3 施行日の前日までに、合併関係市町の区域において交付され、又は更新された高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証は、それぞれその有効期限までに限り、なおその効力を有する。
 - 4 施行日の前日までに、合併関係市町の区域において交付され、又は更新された標準負担額減額認定証は、それぞれその有効期限までに限り、なおその効力を有する。
 - 5 施行日の前日までに、合併関係市町の区域において交付された特定疾病療養受療証は、当分の間、なおその効力を有する。
 - 6 施行日の前日までに、合併前の山口市国民健康保険条例施行規則（昭和34年山口市規則第13号）又はこの規則に相当する合併前の小郡町、秋穂町、阿知須町又は徳地町の規程（以下これらを「合併前の規則等」という。）の規定によりなされた手続その他の行為で、この規則に相当規定があるものは、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
 - 7 平成17年度分以前の国民健康保険料に係る手続については、なお合併前の規則等の例による。
- （阿東町の編入に伴う経過措置）
- 8 阿東町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の阿東町の区域（以下「旧阿東町域」という。）において交付され、又は更新された被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療

証は、平成22年1月31日までに限り、なおその効力を有する。

- 9 編入日の前日までに、編入前の阿東町国民健康保険条例施行規則（昭和51年阿東町規則第8号。以下「編入前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 10 旧阿東町域における平成21年度分以前の国民健康保険に係る手続については、なお編入前の規則の例による。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等）

- 11 条例附則第20項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 12 山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年山口市条例第14号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年5月7日までに感染した条例附則第20項に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日とする。

附 則（平成20年12月19日規則第44号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月16日規則第55号）

この規則は、平成22年1月16日から施行する。

附 則（平成26年7月28日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第17条の2の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係るものについて適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月15日規則第15号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規則第61号）

この規則は、令和2年12月31日から施行する。

附 則（令和3年3月3日規則第4号）

この規則は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規則第42号）

この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第55号）

この規則は、令和3年9月30日から施行する。

附 則（令和3年12月20日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年12月31日から施行する。ただし、第17条の2の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第17条の2の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係るものに

ついて適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月４日規則第３号）

この規則は、令和４年３月３１日から施行する。

附 則（令和４年５月２６日規則第３５号）

この規則は、令和４年６月３０日から施行する。

附 則（令和４年９月２０日規則第３６号）

この規則は、令和４年９月３０日から施行する。

附 則（令和４年１２月１２日規則第５０号）

この規則は、令和４年１２月３１日から施行する。

附 則（令和５年２月２７日規則第５号）

この規則は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則（令和５年３月２８日規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年１２月２日規則第４０号）

この規則は、令和６年１２月２日から施行する。

令和8年度
(令和7年度実績)

山 口 市 の 国 保

発	行	令和8年7月
編	集	山口市健康福祉部保険年金課 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 T E L 083-922-4111 F A X 083-934-3610 E-mail hoken@city.yamaguchi.lg.jp